

JIS

電気アイロン

JIS C 9203 : 2004

平成 16 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (ティーエム・ティアンドディ株式会社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 井 英 次	電気事業連合会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学工学部
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社管球照明社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社電材照明社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.3.8 改正：平成 16.7.20

官 報 公 示：平成 16.7.20

原案作成協力者：社団法人日本電機工業会

(〒100-0014 東京都千代田区永田町 2 丁目 4-15 電機工業会館 TEL 03-3581-4841)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 標準課情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 E-mail: qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9203** : 1992 は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性格をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 9203 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (規定) 旧規格による電気アイロン

目次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	1
4. 種類.....	1
5. 要求事項.....	2
5.1 安全性要求事項.....	2
5.2 性能要求事項.....	2
5.3 環境適合設計.....	3
6. 形式検査.....	4
7. 製品検査.....	4
8. 表示.....	5
8.1 製品表示.....	5
8.2 包装表示.....	5
8.3 その他の表示.....	5
9. 使用上の注意.....	5
附属書 1 (規定) 旧規格による電気アイロン.....	6
解 説.....	27

電気アイロン

Electric irons

序文 この規格は、電気ドライアイロン及び電気スチームアイロンの安全性、性能、環境適合性、表示などに関する基本的要求事項を総合的に規定した製品規格である。安全性については、**JIS C 9335-2-3** を全面的に引用し、また、性能については、**JIS C 9804** に基づいて要求事項を規定している。

1. 適用範囲 この規格は、家庭用、その他これに類する目的のための定格電圧が 250 V 以下の電気ドライアイロン及び電気スチームアイロン（以下、アイロンという。）について規定する。また、5 L 以下の容量の独立した水タンク、又はボイラをもつものも含む。

備考1. 次に示すアイロンは、この規格の適用範囲外である。

- a) ロータリ式及び平床式アイロン
- b) 産業用だけを意図した機器
- c) 腐食性又は爆発性の雰囲気（じんあい、蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所での使用を意図した機器

2. この規格の**附属書 1**（規定）は、旧規格（**JIS C 9203 : 1992**）による規定であり、2010 年 12 月 31 日まで有効とする。この規格の本体及び附属書 1 の規定を、部分的に併用してはならない。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 9335-2-3 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2 部：電気アイロンの個別要求事項

備考 **IEC 60335-2-3 : 2002** Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-3 : Particular requirements for electric irons からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS C 9804 家庭用電気アイロンの性能測定方法

備考 **IEC 60311 : 1995** Electric irons for household or similar use—Methods for measuring performance からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS C 9335-2-3** 及び **JIS C 9804** による。

4. 種類 アイロンの種類は、次による。

- a) ドライアイロン
- b) スチームアイロン
- c) コードレスドライアイロン
- d) コードレススチームアイロン